

豊川市家庭児童相談システム構築及びシステム利用（長期継続契約） プロポーザル実施要領

この要領は、豊川市家庭児童相談システム構築及びシステム利用（長期継続契約）（以下、「当該業務」）の実施にあたり、公募型プロポーザル方式により最も適切な者を当該業務の受託候補者を選定するため、必要な事項について定めるものとする。

1 業務概要

(1) 業務名

豊川市家庭児童相談システム構築及びシステム利用（長期継続契約）

(2) 業務目的

本市では、豊川市こども家庭センターにおける児童虐待防止に関する業務等においてシステムが導入されておらず相談記録の大部分を紙媒体で管理しているため、記録の探し出しに時間と手間を要したり、記録の蓄積による保管場所の確保の必要性があったりするなどの課題を抱えている。これらの課題に対して家庭児童相談システムを導入することにより、住民基本台帳データ等との連携によるケース世帯の状況把握、事務処理の効率化及び各種ケースの情報の共有を行い児童虐待相談等への迅速な対応等の相談体制の強化を図ることを目的とする。

(3) 業務場所

豊川市諏訪1丁目1番地 豊川市役所本庁舎他

※令和8年度途中からは、現在建設中の豊川市総合保健センター他

(4) 業務内容

別紙「豊川市家庭児童相談システム構築及びシステム利用（長期継続契約）仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり。

(5) 業務期間

システム構築期間：契約締結日の翌日から令和8年1月31日まで

システム利用期間：令和8年2月1日から令和13年3月31日まで ※1

※1 長期継続契約

(6) システム運用開始時期

テスト稼働：令和8年1月7日を予定。

本稼働：令和8年2月1日を予定。

(7) システム運用期間

運用開始後から令和13年3月31日まで

(8) 提案上限額

金46,232,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

ただし令和7年度にかかる費用の総額は30,137,000円を上限とする。

ア システム構築完了及び導入後5年間（62か月）のシステム利用にかかる総費用です。見積金額が提案限度価格を超えた提案者は失格とします。

イ ただしシステム利用業務については、地方自治法234条の3の規定に基づく長期継続契約であるため、翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削減があった場合は当該契約を解除します。

2 プロポーザル方式

(1) 実施方法

選定は、2段階で審査する公募型プロポーザルとします。一次審査は書面審査、二次審査はプレゼンテーション及びデモンストレーションによる審査を実施しま

す。

(2) プロポーザル方式を採用する理由

業務を委託するにあたり、民間事業者の専門的な知見、企画力、経験及び実績を有する事業者を選定するため。

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、参加表明書提出時点において、次のいずれにも該当する場合、参加資格があるものとします。

- (1) 仕様書に基づく全ての業務を行うことができること。
- (2) 令和6・7年度の本市入札参加申請において、「(業務) 役務の提供等」のうち「(営業種目) コンピュータサービス、(取扱内容) システム開発」の申請をしていること。なお、競争入札参加資格を有しない場合は、提案書提出期限(令和7年6月13日(金))までに登録を行うこと。
- (3) 豊川市の指名停止措置要綱による指名停止処分又はこれに準ずる措置を受けていないこと。
- (4) 豊川市が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要綱に基づく排除措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく再生手続開始の申し立てがなされていないこと。
- (6) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (7) 豊川市プロポーザル方式実施要綱第19条の契約締結までに参加資格を有しなくなった場合は、その時点で参加資格を失うものとする。
- (8) 受託候補者または提供システムは、情報セキュリティマネジメントシステム(ISO/IEC27001)又はプライバシーマーク相当の認証を取得していること。
- (9) 他の地方公共団体において、本仕様書記載の業務と同種業務で現在稼働中の実績又は稼働予定があること。

4 提案書提出までの手続等

(1) プロポーザル実施要領等の交付

ア 交付期間

令和7年4月22日(火)から令和7年5月2日(金)まで
(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで(以下「執務時間中」という。))

イ 交付場所及び交付方法

豊川市子ども健康部子育て支援課において直接交付するもののほか、豊川市ホームページ上において掲載する。なお、実施要領等の直接交付を希望する場合は、事前に豊川市子ども健康部子育て支援課子ども家庭係まで電話連絡すること。

(2) 質疑及び回答

仕様書等の内容に対する質問がある場合は、質疑書を次のとおり提出すること。
なお、電話等による質問は受け付けません。

ア 提出書類(質疑のある場合のみ)

質疑書(様式第1号)

イ 受付期間

令和7年4月22日（火）から令和7年4月28日（月）まで

ウ 提出先

豊川市子ども健康部子育て支援課（豊川市役所本庁舎1階）

住 所：〒442-8601 愛知県豊川市諏訪1丁目1番地

電話番号：0533-89-2133

電子メール：kosodateshien@city.toyokawa.lg.jp

エ 提出方法

電子メールにより提出（アドレスは、上記電子メール参照）し、メールの件名は、以下のとおりとすること。なお、送信確認として豊川市子ども健康部子育て支援課子ども家庭係へ電話連絡し、正しく受領されていることを確認すること。

【会社名】（質疑書）豊川市家庭児童相談システム構築及びシステム利用

オ 回答方法

令和7年5月2日（金）までに、豊川市公式ホームページに掲載します。

(3) 参加表明書の提出

プロポーザルに参加を希望する者は、参加表明書等を次のとおり提出すること。

ア 提出書類

- ・参加表明書（様式第2号）（様式第2号別紙及び添付書類を含む）（1部）
- ・仕様書別紙3「機能要件一覧」（1部）
- ・上記提出書類を格納したCD又はDVD（1枚）

イ 提出期限

令和7年5月8日（木）午後5時15分必着

ウ 提出先及び提出方法

豊川市子ども健康部子育て支援課へ持参する。なお、事前に豊川市子ども健康部子育て支援課子ども家庭係へ電話連絡を行い、来庁時間を予約すること。

エ その他

二次審査のプレゼンテーション及びデモンストレーションの実施順序は、提案書の提出要請時に通知します。

(4) 提案書の提出要請の可否

ア 上記（3）ア提出書類の提出を受け、形式的に書類が整っているかの確認及び参加資格要件を満たしているかの確認をしたうえで、仕様書別紙3「機能要件一覧」及び同種業務の実績を書面により審査します。なお、書類審査の評価基準は、別紙「豊川市家庭児童相談システム構築及びシステム利用（長期継続契約）プロポーザル評価基準」とし、評価における上位3者を選定します。一次審査の結果により、提案書の提出要請の可否を令和7年5月16日（金）に文書（様式第3号又は様式第4号）で通知します。

イ 提出要請の可否に対して異議を申し立てることはできません。

ウ 提出要請の可否に関する質問には回答をしません。

エ 上記アにより提案書の提出要請が可として通知された者で、提案書提出者を辞退する場合は、次のとおり意思表示をすること。

① 提出書類

辞退届（様式第5号）（1部）

② 提出期限

令和7年5月22日（木）

③ 提出先

上記（2）ウに記載のとおり

④ 提出方法

電子メール（アドレスは上記（２）ウ参照）又は豊川市子ども健康部子育て支援課へ持参する。電子メールで提出する場合の件名は、以下のとおりとすること。なお、送信確認として、豊川市子ども健康部子育て支援課子ども家庭係へ電話連絡し、正しく受領されていることを確認すること。

【会社名】（辞退届）豊川市家庭児童相談システム構築及びシステム利用

(5) 提案書の提出

プロポーザルに参加を希望する者は、提案書を次のとおり提出すること。

ア 提出書類

① 提案提出書（様式第6号）（1部）

② 提案書（15部）

別紙「豊川市家庭児童相談システム構築及びシステム利用（長期継続契約）企画提案書作成要領」により作成すること。

③ 提案見積書（様式第7-1号）（1部）

④ 年度別積算資料（様式第7-2号）（1部）

⑤ 積算資料・内訳書（任意様式）（1部）

⑥ 上記提出書類の電子データによる提出（電子データは電子メール、ファイル共有、電子媒体などによる提出）

イ 提出期限

令和7年6月13日（金）午後5時15分必着

ウ 提出先

上記（２）ウに記載のとおり。

エ 提出方法

提出先への持参、郵送又は宅配便とします。なお、持参による受付は、執務時間中とし、訪問日の前日までに上記（２）ウの電話番号まで電話予約したうえで持参すること。

(6) プレゼンテーション及びデモンストレーションの実施

二次審査は、プレゼンテーション及びデモンストレーションにより実施します。実施順序は、上記（３）エのとおりです。

ア 実施日時

令和7年6月24日（火）

イ 実施場所

豊川市中央図書館2階 会議室

ウ 出席者

6名以内

エ 内容

別紙「プレゼンテーション・デモンストレーション実施手順」のとおり。

オ 質疑応答の内容も提案内容に含まれます。

カ 提案内容を説明する際にパソコン等の機材を利用する場合は、提案者が用意すること。ただし、プロジェクター及びスクリーンは本市で用意します。



5 受託候補者の特定

(1) 二次審査実施後の受託候補者を特定するための評価方法及び評価基準

ア 提出された提案書の内容等を評価基準に基づいて書類審査します。

受託候補者を特定するための評価基準は、別紙「豊川市家庭児童相談システム構築及びシステム利用（長期継続契約）プロポーザル評価基準」とします。

(2) 受託候補者の特定及び特定結果の通知等

ア 受託候補者は、評価基準に基づく評価点（一次審査及び二次審査）の合計点数が最も高い者としてします。ただし、評価点の合計点数が同点であった場合は次に示す事項により受託候補者の特定及び順位の設定を行います。

・提案額の安価な者

イ 受託候補者として特定された者が契約締結までに「3参加資格」に記載した要件のいずれかを満たさなくなった場合、その他事故等の特別な理由により契約が不可能となった場合は、次点の者から順に繰り上がるものとします。

ウ 審査結果については、令和7年6月27日（金）に提案書提出者に文書（様式第8号又は様式第9号）で通知します。

エ 審査結果に対して異議を申し立てることはできません。

オ 審査結果に関する質問には回答をしません。

6 プロポーザル実施スケジュール

スケジュールは、次のとおりです。

実施内容	実施期間または期日	提出資料等
実施要領の交付	令和7年4月22日（火）	
質疑書の提出期限	令和7年4月28日（月）	質疑書（様式第1号）
質疑書への回答	令和7年5月2日（金）	任意様式にて回答
【一次審査】 参加表明書の提出期限	令和7年5月8日（木）	参加表明書（様式第2号） 仕様書別紙3「機能要件一覧」
提案書の提出要請可否通知（一次審査（書類審査）結果）の通知	令和7年5月16日（金）	
辞退届の提出期限	令和7年5月22日（木）	辞退届（様式第5号）
提案書提出期限	令和7年6月13日（金）	<ul style="list-style-type: none"> ・提案提出書（様式第6号） ・提案書（任意様式） ・提案見積書（様式第7-1号） ・年度別積算資料（様式第7-2号） ・積算資料・内訳書（任意様式）
【二次審査】（プレゼンテーション及びデモンストラーション）	令和7年6月24日（火）	
選定結果の通知	令和7年6月27日（金）	
契約締結	令和7年7月（予定）	

7 その他必要と認められる事項

- (1) 提出期限までに参加表明書が到達しなかった場合は、提案書を提出することができないものとします。
- (2) 参加者が以下の事項に該当する際は、失格とします。
 - ア 本実施要領の定める手続きを遵守しない場合
 - イ 提出書類に虚偽の記載をした場合
 - ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
 - エ その他、市の定めに違反する行為があった場合
(応募資格等の要件を満たせなかった場合を含む。)
- (3) プレゼンテーション及びデモンストレーション等の内容・様子について、カメラやビデオ等による撮影は禁止します。
- (4) 参加表明書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、指名停止措置を行うことがあります。
- (5) 参加表明書及び提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (6) 受託者として特定されなかった者の提案書は、返却します。
- (7) 提出された参加表明書又は提案書は、提案書の提出者の選定及び受託候補者の特定以外に提出者に無断で使用することはありません。ただし、市が必要と認めるときは、提出者に確認のうえ、提出された参加表明書又は提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとします。
- (8) 提出期限以降における参加表明書又は提案書の差替え及び再提出は認めません。
- (9) 提案書に記載した担当者等は、病休、死亡、人事異動、退職等の特別な場合又は止むを得ない事情により市が必要と認める場合を除き、変更できません。
- (10) 提出された参加表明書又は提案書については、豊川市情報公開条例に基づき開示します。
- (11) 仕様書に示す要件、構成等は主要項目であり、これに明記していない事項についても、本業務を遂行するうえで、当然備えるべき事項については要求内容に含まれるものとして提案書を作成してください。
- (12) 本プロポーザルの手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円としてください。
- (13) 審査結果に対する異議申し立ては一切受け付けませんので、ご了承ください。

質 疑 書

年 月 日

豊川市長 殿

住所（所在地）
名称又は商号
代表者職氏名

次の業務のプロポーザル方式による提案書の募集について、下記のとおり質問します。

業務名：豊川市家庭児童相談システム構築及びシステム利用（長期継続契約）

記

質疑箇所 (資料名、ページ、項目名等)	質 疑 事 項

- 1 「資料名、ページ」については、「実施要領 p×」「仕様書 p×」「作成要領 p×」「様式○」等を記載してください。
- 2 電子メールの件名を「【会社名】（質疑書）豊川市家庭児童相談システム構築及びシステム利用」とし、豊川市子ども健康部子育て支援課（アドレス：kosodatechien@city.toyokawa.lg.jp）に送信してください。
- 3 電子メール送信後は、豊川市子ども健康部子育て支援課（電話：0533-89-2133）に電話連絡してください。

【連絡先】 担当者所属・氏名・電話番号

参加表明書

年 月 日

豊川市長 殿

住所（所在地）
名称又は商号
代表者職氏名

下記業務のプロポーザル方式による提案書の募集について、必要書類を添えて、参加の希望を表明します。

なお、地方自治法施行令第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当しない者であること並びに本書及び別紙並びに添付書類の記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

記

1. 業務名
豊川市家庭児童相談システム構築及びシステム利用（長期継続契約）
2. 参加資格要件
別紙「公募型プロポーザル応募資格要件について」のとおり
3. 経営状況及び認証登録状況等
別紙「事業者概要」のとおり
4. 同種又は類似業務の実績
別紙「同種業務の実績」のとおり

【連絡先】 担当者所属・氏名・電話番号

公募型プロポーザル応募資格要件について

年 月 日

豊川市長 殿

住所（所在地）

名称又は商号

代表者職氏名

次の業務のプロポーザル方式による実施要領に記載されている応募資格の「参加資格（1）から（9）まで」について、下記のとおり相違ありません。

業務名：豊川市家庭児童相談システム構築及びシステム利用（長期継続契約）

記

- （1） 実施要領3（2）に記載の本市の入札参加資格申請の有無（下記の有無のどちらかに○を付けること。
有 ・ 無（申請（予定）年月日： ）
- （2） 豊川市の指名停止措置要綱による指名停止処分又はこれに準ずる措置を受けていません。
- （3） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しません。
- （4） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団、指定暴力団等及びその構成員ではありません。
- （5） 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申し立てがなされていません。
- （6） 国税及び地方税を滞納していません。

事業者概要

会社名		
代表者氏名		
本社所在地		
経営状況	資本金	
	売上高	
	自己資本率	
従業員数		
認証取得状況※	情報セキュリティマネジメントシステム (ISO/IEC27001)登録番号	
	プライバシーマーク登録番号 又は上記相当登録番号	
窓口となる支店 等の名称		
窓口となる支店 等の所在地		

※「認証取得状況」を証明する書類の写しを添付すること。

代理店概要

会社名		
代表者氏名		
本社所在地		
経営状況	資本金	
	売上高	
	自己資本率	
従業員数		
窓口となる支店等の名称		
窓口となる支店等の所在地		

※代理店が本市の契約相手となる場合のみ添付すること。

同 種 業 務 の 実 績

(参加表明書提出日現在)

番号	発注者	業務名	業務内容 (概要・成果等)	契約期間	金額 (税込)

注) 1 過去に官公庁において、豊川市家庭児童相談システム構築及びシステム利用における同種の業務を元請として完了した実績又は導入予定を記載すること。なお、導入予定とは、既に契約や協定等を締結済みであり、システムを構築中であることをいう。

2 上記には5実績まで記載し、下記には導入した自治体数を記載すること。

導入した 自治体数	
--------------	--

年 第 号
月 月 日

様

豊川市長



提案書提出者の選定結果について（通知）

下記業務の参加表明書を提出していただきましたが、提案書提出者として選定されましたので通知します。

記

1. 対象業務名
豊川市家庭児童相談システム構築及びシステム利用（長期継続契約）
2. 二次審査日
令和7年6月24日（火）午前・午後〇時より開始
（準備のための入室は、開始時間の20分前より可能）
3. その他
様式第3号別紙「提案書の提出要請について」により提案書を提出願います。

【連絡先】担当者所属・氏名・電話番号

様

豊川市長

提案書の提出要請について（通知）

次の業務について、下記により提案書を作成の上、令和7年6月13日までに提出してください。

業務名 豊川市家庭児童相談システム構築及びシステム利用（長期継続契約）

記

1. 業務の詳細な説明、提案書の作成様式及び記載上の留意事項、提案書の提出方法、提出先及び提出期限、提案書を採用するための評価基準は、「実施要領」に記載してあるので参照してください。
2. 本書に不明の点がある場合の質問の受付方法、受付窓口、受付期間及びその回答方法
 - (1) 受付方法 : 電子メール
kosodateshien@city.toyokawa.lg.jp
 - (2) 受付窓口 : 豊川市子ども健康部子育て支援課子ども家庭係
 - (3) 受付期間 : 5月16日（金）から5月23日（金）
 - (4) 回答方法 : 市HPに随時掲載
3. その他
 - (1) 提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とします。
 - (2) 採用されなかった提案書の返却は行いません。
 - (3) 提案書に虚偽の記載をした場合は、当該提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがあります。
 - (4) 提案書を提出した者のうち受託候補者として特定されなかった者に対して、特定されなかった旨及び特定されなかった理由を書面により通知します。

【連絡先】 担当者所属・氏名・電話番号

年 第 号
月 日

様

豊川市長



提案書提出者の選定結果について（通知）

下記業務の参加申込書を提出していただきましたが、提案書提出者として選定されなかったので通知します。

記

1. 対象業務
豊川市家庭児童相談システム構築及びシステム利用（長期継続契約）
2. 選定されなかった理由

【連絡先】担当者所属・氏名・電話番号

豊川市長 殿

住所（所在地）
名称又は商号
代表者職氏名

辞退届

年 月 日付で通知を受けた次の業務のプロポーザル方式による提案募集について、下記のとおり意思表示します。

業務名：豊川市家庭児童相談システム構築及びシステム利用（長期継続契約）

記

- 1 意思表示
辞退する

【連絡先】担当者所属・氏名・電話番号

提 案 提 出 書

年 月 日

豊川市長 殿

住所（所在地）
名称又は商号
代表者職氏名

次の業務のプロポーザル方式による提案書等を提出します。また、この提案書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約致します。

業務名：豊川市家庭児童相談システム構築及びシステム利用（長期継続契約）

【連絡先】 担当者所属・氏名・電話番号

提案見積書

年 月 日

豊川市長 殿

「豊川市家庭児童相談システム構築及びシステム利用（長期継続契約）」企画提案に、下記の金額にて応募いたします。

金	百億	十億	億	千	百	十	万	千	百	十	円

(税抜)

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

◆備考

- 金額は算用数字で表示し、頭書に ¥ の記号を付記すること。
- 本提案見積書は、様式第7-2号の年度別積算資料とともに封筒に入れ密封し社名を表記のうえ1部提出すること。

所在地
商号又は名称
代表者職氏名

年度別積算資料

「豊川市家庭児童相談システム構築及びシステム利用（長期継続契約）」の運用等経費について、次の金額で積算いたします。

令和7年度（構築分） (単位：円)

金額			百万			千			
----	--	--	----	--	--	---	--	--	--

令和7年度（システム利用料） (単位：円)

金額			百万			千			
----	--	--	----	--	--	---	--	--	--

令和8年度 (単位：円)

金額			百万			千			
----	--	--	----	--	--	---	--	--	--

令和9年度 (単位：円)

金額			百万			千			
----	--	--	----	--	--	---	--	--	--

令和10年度 (単位：円)

金額			百万			千			
----	--	--	----	--	--	---	--	--	--

令和11年度 (単位：円)

金額			百万			千			
----	--	--	----	--	--	---	--	--	--

令和12年度 (単位：円)

金額			百万			千			
----	--	--	----	--	--	---	--	--	--

※上記金額は税抜きの金額

添付資料

積算資料・内訳書（任意様式）

様

豊川市長

特定結果について（通知）

下記の業務について、審査の結果、受託候補者として特定されましたので通知いたします。

記

1. 対象業務名
豊川市家庭児童相談システム構築及びシステム利用（長期継続契約）
2. その他
（特筆すべき事項、連絡事項等があれば記入）

【連絡先】 担当者所属・氏名・電話番号

様

豊川市長

特定結果について（通知）

下記業務の提案書を提出していただきましたが、審査の結果、受託候補者として特定されなかったので通知します。

記

1. 対象業務名
豊川市家庭児童相談システム構築及びシステム利用（長期継続契約）
2. 特定されなかった理由

【連絡先】担当者所属・氏名・電話番号

豊川市家庭児童相談システム構築及びシステム利用（長期継続契約） 企画提案書作成要領

以下に示す項目順を順守して提案内容等を記載すること。また、システム管理に精通していない職員が、説明せずとも、提案書を読んで理解できる内容とすること。

1 提案するシステムの全体像・事業工程

- (1) システムの全体像を、システムの全体イメージ図を用いて記載すること。
- (2) 本業務の構築及びサービス利用における工程表を記載すること。
- (3) 市と貴社との役割分担や責任範囲を詳細かつ明確に記載すること。
- (4) 外部組織、協力会社及び二次請負会社が存在する場合、その社名、役割、作業分担、責任範囲及び指揮系統を記載すること。

2 サポート・運用体制

- (1) 導入から保守（ヘルプデスク等）までのサポート・運用体制を記載すること。
- (2) 重大なシステム障害が発生した場合の緊急時対応体制及び方法を記載すること。
- (3) 情報の漏えい、改ざん、消去、破壊、不正利用等を防止するためのセキュリティ対策を記載すること。

3 システム導入における効果

- (1) システムの利便性の向上について記載すること。
- (2) システム導入における職員の負担軽減について記載すること。
- (3) 費用面での削減効果について記載すること。

4 追加提案事項

本仕様書等に記載のない事項で、より効果的・効率的な機能や体制等を有する場合は、追加提案として記載すること。

5 様式及び留意事項

- (1) 企画提案書に記載する内容は、全て本業務における実施義務事項として提案事業者が提示すること。
- (2) 頁数は50頁までとし、頁番号は各頁の下部中央に、目次を除いた部分を通し番号とすること。A3サイズについては2頁カウントする。なお、表紙及び目次は枚数に含めない。（2 in 1は可とする。）
- (3) 文字の大きさは、原則として12ポイント以上とし、見やすさ、分かりやすさを心がけること。

- (4) 用紙は原則A4サイズとし、縦置き横書き（左綴じ）両面印刷で製本すること。ただし、図表等の表現の都合上、用紙の方向を一部変更したり、記述方向を一部縦としたりすることは差支えない。
- (5) 企画提案書及び製本したファイルの外側に事業者名を記載しないこと。
- (6) 企画提案書は、簡易製本したものを作成し、紙媒体にて15部提出すること。また、電子データについても、CD又はDVDにて1部提出すること。電子データとして提出する企画提案書のファイル形式は、PDF形式とすること。

豊川市家庭児童相談システム構築及びシステム利用
(長期継続契約)

プレゼンテーション・デモンストレーション実施手順

豊川市

1 目的

豊川市家庭児童相談システム構築及びシステム利用（長期継続契約）において、企画提案内容を説明することにより、システムの基本機能、拡張性、提案力、質疑に対する課題解決能力等を評価する目的で実施する。

2 基本的な考え方

提出された企画提案書に記載された内容を基にプレゼンテーション、デモンストレーション及び質疑応答を実施する。

3 実施方法

(1) スケジュール

令和7年6月24日（火）。具体的な割当ては、提案書の提出要請時に各提案事業者へ提示する。

1社目 10時00分～11時35分

2社目 13時00分～14時35分

3社目 15時30分～17時05分

※ 準備のための入室は開始時刻の20分前より可能とし、片付けは10分間で行うこと。）

※ 当日に災害等の警報が発令される可能性が高い場合、プレゼンテーション等を延期する可能性があります。延期とする場合は、6月23日（月）までに電話連絡を行います。

(2) 場所

豊川市中央図書館2階 会議室

(3) 基本的な流れ

(i) 全体の進行等（5分以内：市職員）

(ii) プレゼンテーション（30分以内：提案業者）

企画提案書に記載された内容について、説明すること。

なお、拡大用紙、パネル、プロジェクターを利用した画像を使用して説明することも可能とするが、企画提案書に記載のない内容は説明してはならない。

(iii) デモンストレーション（40分以内：提案業者）

次のシナリオを実施すること。

豊川市家庭児童相談システム構築及びシステム利用(長期継続契約) デモンストレーション シナリオ

1. 前提条件

画面遷移や帳票出力がしやすいように一定の情報(例:相談太郎の虐待ケース情報)や、過去に相談歴のない児童の新規登録をするための住基情報、次のシナリオに対応できるデモ用世帯を合計20世帯、事前に入力しておいてください。
ある児童記録には、PDFデータにて「令和6年1月15日 豊川小学校から連絡。佐藤 一郎君の顔に痣があることを、担任が発見。」の記事が添付されているデータの作成をお願いします。

2. シナリオ

No.	操作種別	操作内容
1		氏名を入力し、個人を検索します。
2		生年月日を入力し、個人を検索します。
3	検索	2つのキーワード(PDFデータにある[一郎]と[顔にあざ])での&検索をします。
4		その他実務で有効となる検索機能があれば、その機能を利用して検索をします。
5		特定妊婦の登録をします。その後、産まれた児童の情報登録(修正)をします。
6		過去に相談歴がない児童の情報について、住基情報にない場合、住登外として新たに登録します。 兄:氏名不詳、豊川市諏訪アパート、10歳程度、弟:氏名不詳、7歳程度 その後住基台帳に登録された際に、住基情報、家族情報を上書きします。
7	登録	過去に相談歴がない次の児童の情報を住基情報を参照し新たに登録(ジェノグラムの描画含む)します。なお、登録内容は次の内容を踏まえ作成をします。なお、この世帯は母、姉、妹の母子世帯です。 4/1:児童クラブからの通告。本日、5年生の妹が、登校前に姉と母親がけんかし、姉が母から殴られていた。(妹:心理的虐待)6年生の姉の顔に痣があり、姉に聞き取ると母から殴られたと話す。(姉:身体的虐待) 4/1:支援課、子に聞き取り後、自宅訪問し母親に指導。 要対協の要保護児童として、2名を登録。(最終検討時期7月末) 主担当は支援課、小学校と児童クラブに見守りを依頼。 4/10:支援課、小学校と児童クラブでケース会議を実施。 7/1:児童クラブが来庁時、支援課に状況報告。姉の右足に痣あり。訪問し、母に確認すると叩いたと認めため注 意喚起。 7/24:要対協にて、最終検討時期を10月末まで延長。なお、想定するこの7月の要対協資料を出力。 10/26:支援課、学校に架電し、状況は落ち着いていることから10月末で要対協管理を終了。
8		個別帳票(児童記録票経過記録表)を出力します。
9	出力	ケース進行管理表、児童一覧表を出力します。
10		その他実務で有効となる出力機能があれば、その機能を利用して出力をします。
11	その他	その他実務で有効となる機能があれば、その機能の紹介をします。

(iv) 質疑応答（20分以内：提案業者）

質疑に対する回答は、他団体の事例や提案方針を基準に回答し、持ち時間内に完結すること。

(4) 配付物等

提案事業者は、システムの説明に必要な紙資料を用意し、配付すること。必要部数は15部とする。

(5) その他

ア 会場のレイアウト（説明者側）は、提案事業者が準備、配置すること。

イ パソコン等の機材を利用する場合は、提案者が用意すること。ただし、プロジェクター及びスクリーンは本市で用意する。

ウ 機器を持ち込む場合には、準備時間及び片付け時間に留意し、機器のセッティング及び撤収を行うこと。

エ プレゼンテーション・デモンストレーションの内容は録音する。

豊川市家庭児童相談システム構築及びシステム利用（長期継続契約） プロポーザル評価基準

1 基本事項

豊川市家庭児童相談システム構築及びシステム利用（長期継続契約）プロポーザル評価基準に係る受託候補者は、仕様書記載の業務を履行できる適切な推進体制を確保し、意欲的に取り組む姿勢を有する事業者であることとする。

2 評価方法

プロポーザルの審査を公正に行うため、豊川市家庭児童相談システム構築及びシステム利用（長期継続契約）プロポーザルに係る受託候補者選定委員会を設置し、次のとおり、一次審査（書類審査）及び二次審査（プレゼンテーション及びデモンストレーション）を実施する。

なお、評価方法の詳細及び配点は以下のとおりとする。

ア 一次審査（満点合計30点）

評価項目	主な評価内容
参加表明書類 機能要件一覧 導入実績	<ul style="list-style-type: none">機能要件に対する充足度導入実績（導入した自治体数）

イ 二次審査

各評価の配点（満点合計70点）

評価項目	主な評価内容
企画提案書 （プレゼンテーション） 25点	<ul style="list-style-type: none">システムの全体像・事業工程サポート・運用体制システム導入における効果追加提案事項
システム機能確認 （デモンストレーション） 35点	<ul style="list-style-type: none">操作性機能性画面の視認性担当者の業務理解
提案見積書 10点	<ul style="list-style-type: none">構築費及び利用期間（62ヶ月）の費用の総額

3 受託候補者の特定

一次審査及び二次審査の合計点数（満点合計100点）により、受託候補者の特定を行う。